

# 山梨県公報

第二千六百六十四号

平成二十九年

一月十六日

月 曜 日

## 目次

告 示

- 道路の区域変更(二件)……………一一
- 道路の供用開始(二件)……………一一

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一一
- 開発行為に関する工事の完了について……………一一

## 告 示

### 山梨県告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡早川町新倉字明地二九〇〇番四地先から南巨摩郡早川町新倉字明地二九〇〇番二〇地先まで	一〇・八 三八・八	二〇・一 四〇・一	二〇・五 三〇・五	七一・五 七一・五

### 山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
都留市井倉字沢戸八二〇番二六地先から都留市与繩字日影二四五番二地先まで	七・八 一〇・七	七・九 一一・八	七・九 一一・八	三三四・五 三三四・五

### 山梨県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	清里須玉線	北杜市高根町浅川字前田二六〇五番一地先から北杜市須玉町上津金字寺入二二一三番一地先まで	六六九・三	平成二十九年一月十六日

### 山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所  
所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年二月六日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	日野春停車場線	北杜市須玉町若神子字五反田官有無番地地先から北杜市須玉町若神子字五反田一九二一番一地先まで	五一・九	平成二十九年一月十八日

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年一月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人甲斐スポーツ振興会
  - 2 代表者の氏名 山村宏樹
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市西八幡二千百十三番地一
  - 4 定款に記載された目的 当法人は、幼少期の身体を使った遊び、スポーツを通じた心も含めた身体作り及び生涯を通じたスポーツによる心身の涵養が重要であるという見地が、AIやIT化が進む今の時代で益々必要となると考える。当法人は、甲斐の国、山梨県において、幼児から成年の競技者を対象として、医学を始めとするスポーツに関係する諸科学と各種競技技術等の専門的知識に関する多角的な情報の提供を行うことで、山梨県の競技者の能力の向上とスポーツの振興に寄与することを目標とし、もって、山梨県民の健康の維持増進と人生の充実に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年一月十日から同年三月九日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十九年一月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市白州町大坊字前田二百九十三の三、二百九十七の一及び二百九十七の六の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香川県綾歌郡綾川町千疋四千百九十七番地七株式会社イゲタプロテック 代表取締役 秋山俊二